

第四章 研究機関

(図書と『経済学研究』)

第二節 九州大学経済学会

主として本学部の教官や学生で組織されている学会に「九州大学経済学会」があり、機関紙として『経済学研究』を発行する。この学会の創立については、高橋教授がその『ケインズ貨幣論の研究』第一版の序文の中で述べているところによると、総長松浦鎮次郎の尽力によるところが多かった。「先生は我々が研究発表の便宜を有しないのを憂えられて、経済学研究発刊のためのイニシアティブをとられたのである」と教授は述べている。

学会の最初の会則は、その第一輯には掲載されず、第二輯に掲載されている。

九州帝国大学経済学会々則

第一条 本会ハ九州帝国大学経済学会ト称ス

第二条 本会ハ経済学ノ研究及ヒ発表ヲ目的トス

第三条 本会ハ左の事業ヲ行フ

一、雑誌「経済学研究」ノ発行（但シ当分年二回）

一、研究会及ヒ講演会ノ随時開催

一、其他評議会ニ於テ適當ト認メタル事業

第四条 会員

特別会員 法文学部経済科教授・助教授・講師

普通会员 法科、文科教授・助教授・講師及ヒ助手・副

手・旧職員、卒業生・生徒ニシテ申込アリタル者

一般有志ニシテ会員一名ノ紹介アリタルモノ

第五条 機関

一、会長 評議員中ヨリ互選

一、評議員 特別会員ヲ以テ之ニ充ツ

一、雑誌編纂・庶務・会計委員ハ評議員ニ於テ互選ス

一、書記

第六条 会費 八年二円トスル

第七条 会員ハ「経済学研究」ノ配布ヲ受ケル

(以下省略)

この会の主要な目的である『経済学研究』の発刊は、昭和六年三月の第一輯にはじまり、同年十一月に第二輯を出してい

る。昭和七年三月に出た第三輯を第二巻第一号とし、七年までは規定のとおり年二回発行となっているが、八年からは年四回発行となり、この方針は昭和十五年までつづいた。十六年以後は印刷用紙の極端な配給制限のため予定の発行が不可能となり、十六年に二号を発行したのみで十七年および十八年は休刊、十九年に二号、二十年に一号、二十一年は休刊、二十二年一号、二十三年二号、二十四年は一・二号および三・四号をおのおの合併号として発行している。二十五年（第十六巻）にいたつてもとの四号発行に復帰することができた。その後の発行は順調に進み、ことに経済学部独立後は学生数・卒業生数ともに増加し、また大学院の設置によつて学生の数も増したために会員も一、〇〇〇名を数えるにいたつた。会費も貨幣価値の変動に伴つて変更されたことはもちろんであるが、現在では年間の会費を一、〇〇〇〇円とし、昭和三六年度以後は、その年間の発行回数を六回としている。

なお、現行の会則は次の通りである。

九州大学経済学会会則

第一条 本会は九州大学経済学会という

第二条 本会は経済学の研究及び発表を目的とする

第三条 本会は次の者をもつて組織する

一、雑誌「経済学研究」の発行

一、研究会及び講演会の随時開催

一、其他評議員会が適当と認めた事業

第四条 本会は次の者をもつて組織する

一、九州大学経済学部名誉教授・元教授

一、九州大学経済学部教授・助教授・講師

一、九州大学経済学部学生

一、右の外申込のあつた者

第五条 本会に次の機関を置く

一、会長 評議員のなかから互選する

一、評議員 九州大学経済学部教授・助教授・講師をも

つてあてる

一、雑誌編集・庶務・会計委員 評議員会において互選する

一、会計監査 評議員会において互選する

一、書記

第六条 会費は年額一〇、〇〇〇円とし、学生はその半額とする

第七条 会員は雑誌「経済学研究」の配布を受ける

第八条 本会規則に改正及び変更は評議員会の決議による

第九条 本会の事務所を九州大学経済学部事務室に置く

(昭和五三年十二月一日発行

「管崎松原の青春」より抜粋)